

大館市農業委員会総会議事録

令和2年7月9日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年7月9日（木）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	8番	石山 元一	16番	小林 大樹
2番	安達 英樹	9番	糸屋 由衛門	17番	成田 レイ子
3番	安部 幸美	10番	渡邊 久雄	18番	阿部 重信
4番	菅原 和久	11番	藤盛 久登	19番	畠山 市子
5番	田村 秀雄	12番	伊藤 昇		
6番	木次谷 和明	14番	富樫 英悦		
7番	虻川 マキ子	15番	斎藤 重春		
3. 欠席委員の氏名（ 名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	次 長	佐藤 正樹			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	4番	菅原 和久		5番	田村 秀雄
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 17 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 18 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 19 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
議案第 34 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 35 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 36 号	農地・非農地の判断について
議案第 37 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 38 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 18 名全員の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 4 番 菅原 和久 委員、議席番号 5 番 田村 秀雄 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(6月総会～7月総会)について
- ・報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 18 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

・報告第 19 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出
について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 34 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に
対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページをお開き願います。

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処
分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、
この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 7 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、12 ページのNo.50 から 14 ページのNo.57 までの 8 件で、面積は田が
8,147 m²、畑が 3,186 m²、面積合計は 11,333 m²となっております。

譲受の事由は、No.50、No.52 からNo.57 までの 7 件は「経営拡張」で、No.51
は「新規就農」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1
ページから 8 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3
条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満た
すものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 34 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 34 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

次に、議案第 35 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

15 ページをお開き願います。

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 2 年 7 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、16 ページのNo.15、No.16 の 2 件で、どちらも地目が畑で面積合計は 2,176 m²になります。

まず、No.15 の転用の目的は、太陽光発電システムの関連設備の企画、販売、施工、保守、メンテナンスの事業を行う申請人が、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を整備しようとするものです。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市積込内出張所の南東、約700m地点に位置する用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.15の位置図及び配置図は17、18ページに記載のとおりであります。

次に、No.16の転用の目的は、現在、アパート住まいの申請人が、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は県立大館鳳鳴高校定時制校舎の東、約650m地点に位置する用途地域の第1種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.16の位置図及び配置図は19、20ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.15、No.16の現地調査の結果を議席番号1番の菅原 一成 委員よりご報告願います。

1番

1番の菅原 一成です。

議案第 35 号No.15、No.16 につきまして、去る 7 月 1 日に 畠山 市子 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

まず、No.15 ですが、申請地は 17 ページの位置図になります。

この場所は、有浦方面から国道 7 号を弘前方向に進み、秋田自動車道大館北インターチェンジの手前約 100m を右折、市道上代野釈迦内線を獅子ヶ森方向へ 200m ほど進み跨線橋手前を市道日景町線へ右折、150m ほど進み、道なりに右折し 50m ほど進んだ右側農地で、地目は畑で、休耕地として管理されておりました。

18 ページの配置図にありますように、太陽光発電施設を整備する計画であります。

用地造成は特段行わず、太陽光パネルはスクリュー杭で固定する予定です。

北側、西側は畑ですが、未耕作となっており、東側、南側の一部は民家と隣接、南側の大部分は市道と隣接しております。

施設用地の周囲には高さ 1.5m のフェンスを設け、また、パネル設置後は雑草等の周囲の影響を防ぐため、年 2 回の草刈を実施するとしております。

雨水排水は地下浸透、自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は無く、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.16 ですが、申請地は 19 ページの位置図になります。

この場所は、大町方面から市道大館山館線を池内方向に進み、放送局前の坂を下り、信号を左折、市道象ヶ鼻 2 号線を 200m ほど進んだ右側農地で、地目は畑、休耕地として管理されておりました。

20 ページの配置図にありますように、一般住宅を建築する計画であります。

用地造成につきましては、全体的に周囲より 30cm ほど高いことから、周囲と同レベル程度に、表土を削り、廃土の予定であります。

北側、西側は道路であるが、側溝は未設置であり、雨水排水は地下浸透、自然流下とし、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続することから、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、菅原 一成 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 35 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

2 番

2 番、安達です。

No.15 の太陽光発電施設ですが、転用が出来る所と出来ない所があると聞いた事がありますので、許可要件について説明願います。

局長

ご指摘の通り、今から約 6 年前までは、第 1 種農地などの優良農地には転用許可が出来ませんでした。太陽光発電設備の下部において営農し、かつ、収穫量も通常営農の 8 割を確保できる転用計画に対しては許可が可能となりました。ですので、現在では基本的に、転用計画に不備がなければ、許可は可能となっています。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第 35 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 36 号『農地・非農地の判断について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21 ページをお開き願います。

議案第 36 号 農地・非農地の判断について

農林水産省通知「農地法の運用について」第 3 の 1 の (3) のウ及び第 4 の規定に基づく農地・非農地の判断について意見を求める。

令和 2 年 7 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

22 ページの 1 から 5 までの 5 件は、昨年 (R1. 11. 21) の農地パトロールにおける報告・検討会で再生利用が困難な農地として判断されておりますので、「農地法の運用について」の第 3 の 1 の (3) のウで規定する再生利用が困難な農地として、同じく「農地法の運用について」第 4 に規定する遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取り扱いに基づいて、処理しようとするものです。

当該地については、今後、農業上の利用の増進が見込まれない状況等を踏まえまして、農地に該当するか否かの農業委員会の判断を求めるものです。

なお、農地でないと判断された場合は、当該地の所有者、県、市、法務局等の関係機関に対してその旨を通知するとともに、当該地について、農地台帳の整理等を行う事になります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 36 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 36 号について、非農地と決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め非農地と決することといたします。

議長

次に、議案第 37 号『農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

26 ページをお開き願います。

議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 2 年 7 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

27 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 4 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 308 から新 - 314 までの 7 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 1 件、3 年が 3 件、5 年が 2 件、6 年が 1 件で、地目はすべて田、面積合計は 26,834 m²であります。

次に、28 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再 - 23 の 1 件で、契約期間は 8 年、地目は田で、面積合計は 1,719 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 37 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、新規の 27 ページ「新 - 310 を除いた 新 - 308 から新 - 314 まで」について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-310を除いた 新-308から新-314まで」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、「新-310」について審議します。

恐れ入りますが、議席番号16番 小林 大樹 委員は退席願います。

(16番 小林 大樹 委員退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、「新-310」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号16番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(16番 小林 大樹 委員入室し着席)

議長

次に、28ページの「再-23」について審議します。

恐れ入りますが、議席番号8番 石山 元一 委員は退席願います。

(8番 石山 元一 委員退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、「再-23」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 8 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

(8 番 石山 元一 委員入室し着席)

議長

次に、議案第 38 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

29 ページをお開き願います。

議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 2 年 7 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

30 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 4 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所一 7 の 1 件で、地目は田、面積合計は 1,041 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 38 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 38 号について原案どおり決してご異議ございま

せんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 00 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 7 月 9 日

議 長

議事録署名委員 4 番

議事録署名委員 5 番

農地法第3条調査書

議案第34号 No.50	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市北神明町・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市城西町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市北神明町・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月3日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.51	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市東台3丁目・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		岩手県下閉伊郡山田町船越第6地割・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市柄沢字柄沢・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は新規就農者であるが、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は休耕地であるが、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、申請地周辺に居住する譲受(借)人が自家用野菜を作付し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月3日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.52	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字桑原・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字神山・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字長面・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月5日、藤盛久登 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.53	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字堂ヶ下・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市清水二丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市十二所字水上・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は休耕地であるが、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、申請地の隣りで営農する譲受(借)人が野菜を作付し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月7日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.54	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字前田・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		埼玉県鴻巣市松原3丁目・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字川端・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は休耕地であるが、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、申請地隣で営農している譲受(借)人が水田として営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月7日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.55	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字李岱前田・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市早口字李岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市早口字李岱頭・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月1日、小笠原恒義 推進委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.56	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字水無・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町達子字曲谷地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字水無・・・・・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は休耕地であるが、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、申請地の隣りに居住する譲受(借)人が自家用野菜を作付し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月4日、菅原一成 農業委員と菅原和久 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.57	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町谷地中字中岱・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町谷地中字大巻・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町谷地中字中岱・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月4日、菅原一成 農業委員と菅原和久 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない